

(案)

地方独立行政法人香取おみがわ医療センターの業務実績に関する評価基本方針

千葉県香取市
令和5年 月 日

この基本方針は、香取市長（以下「市長」という。）が、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター（以下「法人」という。）の業務実績の評価を実施するに当たり、基本的な事項について定めたものである。

1 評価の基本方針

- (1) 法人の提供するサービス及びその他の業務の質を向上させるとともに、業務運営の改善及び効率化を進め、財務内容の改善に資することを目的に評価を行う。
- (2) 評価を行うに当たり、法第28条第4項及び地方独立行政法人香取おみがわ医療センター評価委員会条例（令和3年香取市条例第19号）第2条第1項第2号の規定により、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴取する。
- (3) 評価は、法人の中期計画及び年度計画の実施状況を確認・分析し、市長が指示した中期目標をどの程度達成したかという観点から、総合的に評価を行う。
- (4) 業務運営の改善や効率化等の特色ある取り組みや、様々な工夫を積極的に評価するものとする。
- (5) 診療報酬改定などやむを得ない環境変化があった場合には、それに配慮して柔軟に評価を行うものとする。
- (6) 評価を通じて、市民等に法人の中期目標の達成状況や法人の取組内容等を分かりやすく示すものとする。
- (7) 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直すものとする。

(案)

2 評価の種類

- (1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）
 中期目標及び中期計画に基づき作成された年度計画を踏まえ、当該事業年度における業務の実績の全体について、総合的に評価するもの。
- (2) 中期目標に係る業務の実績見込に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）
 中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績の全体について、総合的に評価するもの。
- (3) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）
 中期目標及び中期計画を踏まえ、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について、総合的に評価するもの。

3 年度評価の方法

年度評価は、当該年度計画に定めた事項ごとに行う「項目別評価」と、業務実績の全体について行う「全体評価」を併せて行うものとする。

(1) 項目別評価の方法

項目別評価は、①法人による細項目及び小項目の自己評価、②市長による中項目評価、③市長による大項目評価の手順で行う。

①法人による細項目及び小項目の自己評価

法人は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センターの業務運営等に関する規則（令和3年香取市規則第27号。以下「香取市規則」という。）第8条の規定による報告書（以下「年度業務実績報告書」という。）を作成し、各事業年度の終了後三月以内に市長に提出する。この場合において、法人は、年度計画の細項目及び小項目ごとの達成状況について、次の5段階で自己評価を行い、年度業務実績報告書を作成する。

| 評価基準 | 評価 | 判断基準 |
|------|----|------------------------|
| | S | 年度計画を大きく上回っている |
| | A | 年度計画を上回っている |
| | B | 年度計画をほぼ予定どおりに実施している |
| | C | 年度計画を下回っている |
| | D | 年度計画を大きく下回っており改善が必要である |

(案)

②市長による中項目評価

市長は、法人の自己評価を検証し、年度計画の中項目ごとの達成状況について、次の基準により評価を行う。

| 評価基準 | 評価 | 判断基準 |
|------|----|------------------------|
| | S | 年度計画を大きく上回っている |
| | A | 年度計画を上回っている |
| | B | 年度計画をほぼ予定どおりに実施している |
| | C | 年度計画を下回っている |
| | D | 年度計画を大きく下回っており改善が必要である |

③市長による大項目評価

市長は、中項目評価の結果を踏まえ、年度計画の大項目ごとの達成状況について、次の基準により評価を行う。

| 評価基準 | 評価 | 判断基準 |
|------|----|------------------------|
| | S | 年度計画を大きく上回っている |
| | A | 年度計画を上回っている |
| | B | 年度計画をほぼ予定どおりに実施している |
| | C | 年度計画を下回っている |
| | D | 年度計画を大きく下回っており改善が必要である |

(2) 全体評価の方法

市長は、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な達成状況について、次の基準による評価及び記述式による評価を行う。

| 評価基準 | 評価 | 判断基準 |
|------|----|---|
| | S | 計画を大幅に達成し、又は計画より大幅に進んでいる |
| | A | 計画をやや超えて達成し、又は計画よりやや進んでいる |
| | B | 概ね計画どおりに進んでいる |
| | C | 計画をやや下回り、又は計画よりやや遅れている |
| | D | 計画を大きく下回り、若しくは計画よりも大幅に遅れ、又は業務運営に関して重大な改善すべき事項等が認められる。 |

4 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の方法

中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価は、当該中期目標に定めた事項ごとに行う「項目別評価」と、業務実績の全体について行う「全体評価」を併せて行うものとする。

(案)

(1) 項目別評価の方法

項目別評価は、①法人による細項目及び小項目の自己評価、②市長による中項目評価、③市長による大項目評価の手順で行う。

①法人による細項目及び小項目の自己評価

法人は、香取市規則第8条の規定による中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績報告書及び中期目標の期間における業務実績報告書を作成し、各事業年度の終了後三月以内に市長に提出する。この場合において、法人は、細項目及び小項目ごとの達成状況について、5段階で自己評価を行い、実績報告書を作成する。

| 評価基準 | 評価 | 判断基準 |
|------|----|------------------------|
| | S | 中期計画を大きく上回っている |
| | A | 中期計画を上回っている |
| | B | 中期計画をほぼ予定どおりに実施している |
| | C | 中期計画を下回っている |
| | D | 中期計画を大きく下回っており改善が必要である |

②市長による中項目評価

市長は、法人の自己評価を検証し、中期計画の中項目ごとの達成状況について、次の基準により評価を行う。

| 評価基準 | 評価 | 判断基準 |
|------|----|------------------------|
| | S | 中期計画を大きく上回っている |
| | A | 中期計画を上回っている |
| | B | 中期計画をほぼ予定どおりに実施している |
| | C | 中期計画を下回っている |
| | D | 中期計画を大きく下回っており改善が必要である |

③市長による大項目評価

市長は、中項目評価の結果を踏まえ、大項目ごとの達成状況について、次の基準により評価を行う。

| 評価基準 | 評価 | 判断基準 |
|------|----|------------------------|
| | S | 中期計画を大きく上回っている |
| | A | 中期計画を上回っている |
| | B | 中期計画をほぼ予定どおりに実施している |
| | C | 中期計画を下回っている |
| | D | 中期計画を大きく下回っており改善が必要である |

(案)

(2) 全体評価の方法

市長は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の全体的な達成状況について、次の基準による評価及び記述式による評価を行う。

| 評価基準 | 評価 | 判断基準 |
|------|----|--|
| | S | 中期目標を大幅に達成し、又は中期目標より大幅に進んでいる |
| | A | 中期目標をやや超えて達成し、又は中期目標よりやや進んでいる |
| | B | 概ね中期目標を達成している |
| | C | 中期目標をやや下回り、又は中期目標よりやや遅れている |
| | D | 中期目標を大きく下回り、若しくは中期目標よりも大幅に遅れ、又は業務運営に関して重大な改善すべき事項等が認められる |

5 評価の進め方

(1) 報告書の提出

法人は、法第28条第2項及び香取市規則第8条第1項の規定により、各事業年度の終了後3ヵ月以内に、当該期間における業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書に市長が行う評価のための調査・分析に係る資料を添付して、提出するものとする。

(2) 評価の実施

市長は、提出された報告書等をもとに、法人からのヒアリングや評価委員会の意見を踏まえて業務実績を調査・分析し、総合的な評価を行う。

(3) 意見申立て機会の付与

市長は、評価結果の決定にあたり、あらかじめ法人に意見申立ての機会を付与するものとする。

(4) 評価結果の通知及び公表

市長は、評価を決定したときは、法第28条第5項の規定により法人へ通知し、公表するとともに、議会に報告する。特に業務運営の改善その他について勧告すべき事項があるときは、当該勧告も併せて行うものとする。